

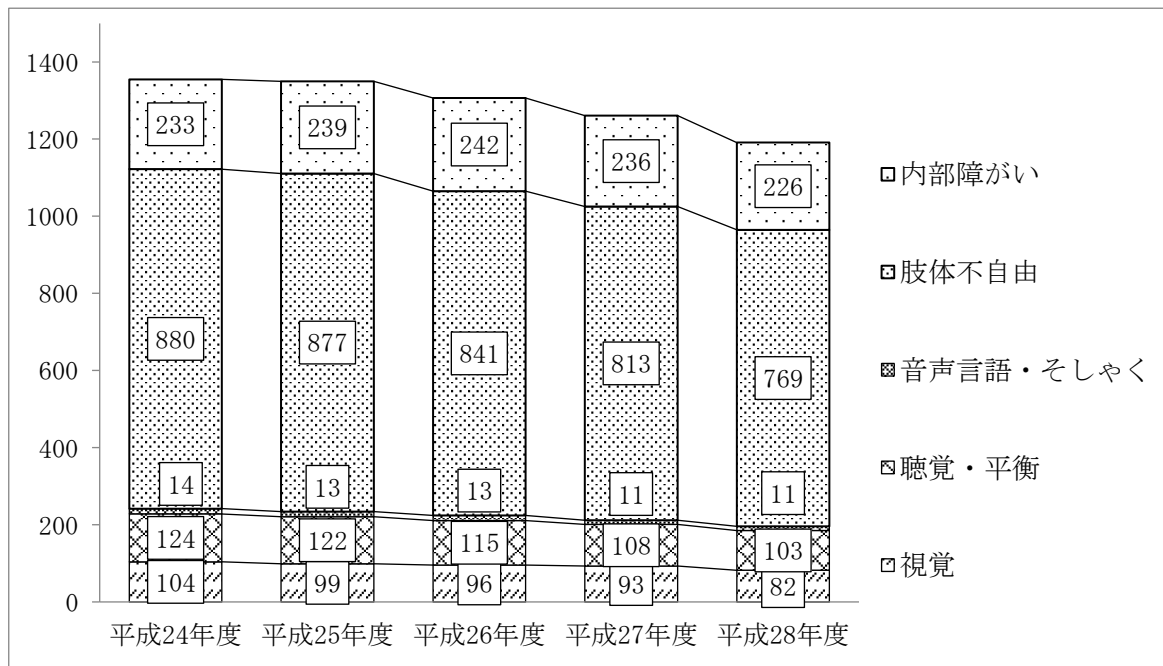
## 第2 障がい者・児の現状

### 1 身体障がい者手帳所持状況（各年度末現在）

（単位：人、％）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	2	3	2	2	2
18 歳以上	1,353	1,347	1,305	1,259	1,189
合 計	1,355	1,350	1,307	1,261	1,191
市内人口	16,296	16,668	15,208	14,769	14,288
人口比	8.34	8.62	8.59	8.54	8.34

#### 参考 代表障がい部位別手帳所持状況



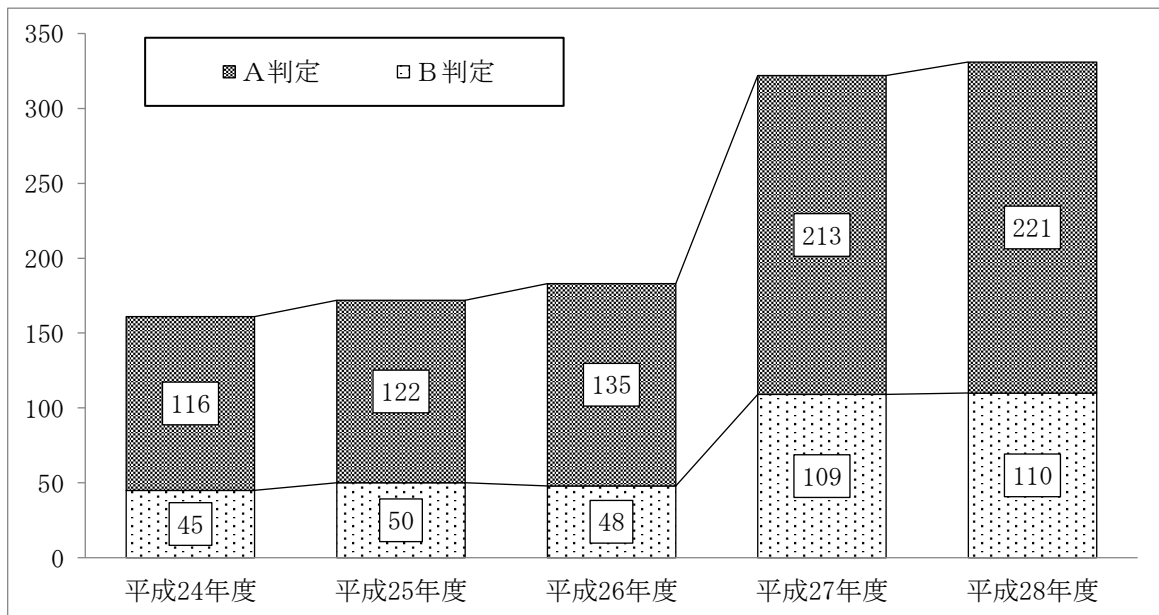
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
内部障がい	233	239	242	236	226
肢体不自由	880	877	841	813	769
音声言語・そしゃく	14	13	13	11	11
聴覚・平衡	124	122	115	108	103
視覚	104	99	96	93	82

## 2 療育手帳所持状況（各年度末現在）

（単位：人、％）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	26	26	35	37	36
18 歳以上	135	146	148	285	295
合 計	161	172	183	322	331
市内人口	16,196	15,668	15,208	14,769	14,288
人口比	0.99	1.10	1.20	2.18	2.32

### 参考 判定別手帳所持状況



区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A 判定	45	50	48	109	110
B 判定	116	122	135	213	221

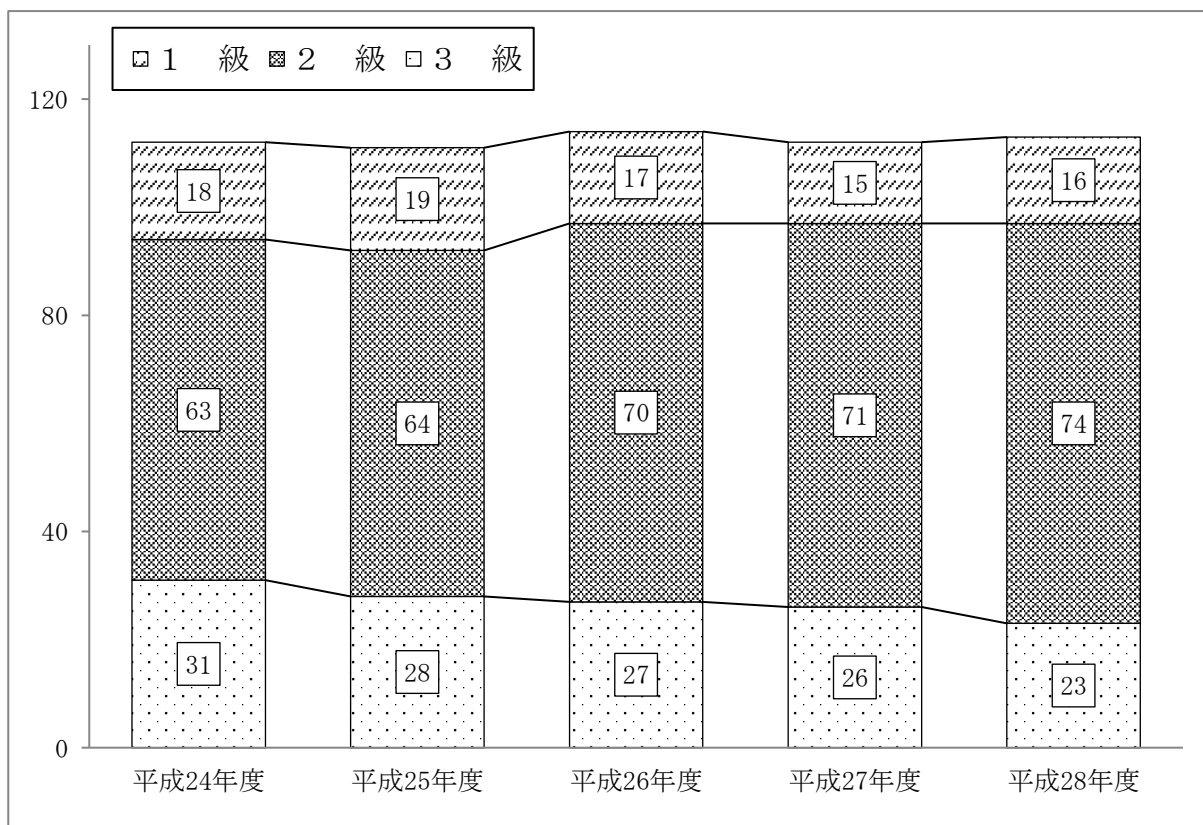
平成 26 年度までは、芦別市が実施機関となっている市外に在住する手帳所持者を含めていませんでしたが、手帳所持者を管理するシステムが更新され、市内外区分けを行うことができなくなったため平成 27 年度から増加しております。

### 3 精神障がい者保健福祉手帳所持状況（各年度末現在）

（単位：人、％）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	18	19	17	15	16
2 級	63	64	70	71	74
3 級	31	28	27	26	23
合 計	112	111	114	112	113
市内人口	16,196	15,668	15,208	14,769	14,288
人口比	0.69	0.71	0.75	0.76	0.79

#### 参考 等級別手帳所持状況



## 4 発達障がい者

発達障害者支援法により、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして定められています。

発達障がい者とは、発達障がいがある者であって発達障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が異なることから診断が難しく、北海道及び本市での人数把握ができていません。

なお、発達障がい者のうち18歳未満は、発達障がい児とされています。

## 5 難病等患者

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残す恐れが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、難病等である人（平成29年4月1日現在の対象疾病358種類）も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

## 6 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいとは、脳損傷に起因する認知障がい全般を指し、失語、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等の症状があります

平成23年3月より、精神障がい者保健福祉手帳の診断書様式が改正され、高次脳機能障がいを明記することが可能となり、手帳の有無に関わらず障害者総合支援法に基づく給付を受けることが可能となりました。

障がいに関する十分な理解が得られておらず、見えにくい障がいといわれており、北海道及び本市での人数把握ができていません。